

平成 26 年 10 月 6 日

関係業界団体 各位

経済産業省 流通政策課

## 外国人旅行者向け消費税免税制度の周知について

平素より大変お世話になっております。

ご承知のとおり、平成 26 年 10 月 1 日から、外国人旅行者向け消費税免税制度が改正され、従来、免税販売の対象となっていなかった消耗品（食料品類、飲料類、化粧品類、薬品類、その他消耗品）を含めた、全ての品目が免税対象となるとともに、免税手続きが簡素化されました。

当省・観光庁では、今回の改正をきっかけに免税店を更に拡大し、増加傾向にあります海外からの旅行者の潜在的な消費を呼び起こし、経済の活性化を図りたいと考えております。

このため、下記により、訪日外国人旅行者や海外に対する免税制度の周知、免税店の拡大に向けた小売事業者等への情報発信に取り組むことといたしました。

つきましては、会員企業の皆様に周知いただくとともに、免税店の拡大に向けた免税店申請のご検討を再度依頼いただけますよう、よろしく願いいたします。

## 記

### 1. 訪日外国人旅行者向け消費税免税店の P R

#### (1) 免税情報発信サイト

訪日外国人旅行者に対し、免税店の見える化を推進するとともに、免税店へのアクセスを一層容易にするため、日本政府観光局（JNTO）のホームページに、観光庁が創設した免税店シンボルマークを使用する約 2700 店舗の営業時間や取扱商品等の情報を掲載するとともに、地図データと連動した免税店検索が行えるウェブサイトを開発しました。

当ウェブサイトでは、免税手続や免税制度の改正ポイント等を分かりやすく説明するための映像や Q&A も合わせて掲載しています。

<http://tax-freeshop.jnto.go.jp/>

#### (2) ポスター、リーフレット

訪日外国人旅行者に対し、我が国の消費税免税制度を周知するとともに内容を分かりやすく伝えるため、観光庁において、ポスター、リーフレットを作成しました。ポスター、リーフレットは「キティデザイン」、「和柄デザイン」の 2 種類

で展開しておりますが、「キティデザイン」は今年度中に限った期間限定での使用となっております。

なお、配布を希望される場合は、貴協会において必要部数を取り纏めの上、経済産業省流通政策課まで提出いただければ、観光庁にお取り次ぎいたします。

## 2. 小売事業者への情報発信等の強化

### (1) 消費税免税店サイトのオープン

観光庁ホームページに

- ・消費税免税制度とは
- ・免税店になるための方法
- ・免税店シンボルマークとは

等の免税店に関する情報をワンストップで提供する消費税免税店サイトを主に国内小売業者向けにオープンしました。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

### (2) 免税制度周知チラシ

国内の小売事業者向けに、免税店制度や10月以降の制度改正のポイント、免税店になるメリット等を訴求するため、チラシを作成しました。訪日外国人向けポスター、リーフレットとともにチラシデータも添付しておりますので、周知の際にご活用ください。

### <その他>

地方運輸局及び地方経済産業局に免税制度に関する相談窓口を設置しておりますので、ご活用ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001055644.pdf>

#### <連絡先>

経済産業省商務流通保安グループ流通政策課

担当 高岡・川嶋

TEL:03-3501-1708

FAX:03-3501-6204